

第2期

本宮市地域福祉活動計画

「共に支え合う仕組みがあり、
みんなが助け合いながら 安心して暮らしているまち」

平成31年3月



社会福祉法人本宮市社会福祉協議会

目 次

第1章 地域福祉活動計画の概要	1
1. 地域福祉とは	1
(1) 地域福祉の推進のために.....	1
(2) 地域福祉推進の基本視点.....	2
2. 地域福祉活動計画策定の目的	3
(1) 本宮市における「地域福祉計画」の策定.....	3
(2) 本宮市社会福祉協議会（社協）における「活動計画」の策定	3
3. 「地域福祉計画」との関係性	4
4. 活動計画の推進期間と見直しの時期	5
(1) 計画期間	5
(2) 策定・推進体制	5
第2章 本宮市の地域福祉の現状と課題	6
1. 第1期地域福祉活動計画（平成26～30年度）の評価	6
(1) 重点活動の評価	6
(2) 各実施事業の評価	6
2. 福祉課題の把握	8
(1) 地域福祉住民座談会の開催	8
(2) 福祉関係事業者ヒアリングの実施	9
(3) 本宮市民生児童委員協議会の協力による要援護世帯調査	9
(4) 生活支援コーディネーターによる聴き取り	9
(5) ふれあいサロン代表者等への聴き取り	9
3. 地域福祉課題の分類	10
4. 福祉課題の整理	12
第3章 第2期地域福祉活動計画の基本理念・基本目標・実施計画	13
1. 基本理念	13
2. 基本目標	14
3. 実施計画・実施事業	14
4. 地域福祉活動計画体系	15

第4章 地域福祉活動計画の具体的取り組み	17
[基本目標1] すべての市民が住み慣れた地域で暮らし続けることができる仕組みづくり	17
実施計画（1）福祉サービスの充実	17
実施計画（2）生活困窮者支援	18
実施計画（3）権利擁護事業の推進	19
[基本目標2] 地域に暮らす市民が、共に助け合い、支え合う活動づくり	20
実施計画（1）地域での支え合い活動の推進	20
実施計画（2）地域を支える担い手の育成支援	21
実施計画（3）地域での福祉教育(共育)の推進	22
実施計画（4）地域交流の場の拡充	23
[基本目標3] 子どもから高齢者まで誰もが健康で安全・安心に暮らすことができるまちづくり	24
実施計画（1）ボランティア活動の推進	24
実施計画（2）ふれあいサロンの活動支援	25
実施計画（3）災害時に支え合えるまちづくりの推進	26
実施計画（4）防犯活動の推進	27
第5章 地域における公益的な取組の実施	28
1. 地域における公益的な取組について	28
(1) 制度化の背景	28
(2) 公益的な取組とは	28
2. 社協における公益的な取組	29
(1) 現在の取り組み状況について	29
(2) これからの取り組みについて	29
第6章 地域福祉活動計画の推進	30
1. 重点的に取り組む事業	30
2. 地域福祉活動計画を推進するためのネットワークづくり	30
3. 社協の推進体制の整備	30
4. 活動計画の進行管理	30
第7章 資料編	31
1. 策定体制	31
2. 策定経過	33

第1章 地域福祉活動計画の概要

1. 地域福祉とは

地域福祉ってなに…？

地域福祉とは、地域に暮らす全ての人がかけがえのない存在として人権が尊重され、安心して暮らすことができるよう、地域を基盤として行政をはじめ、社会福祉法人、地域住民、地域の活動団体、ボランティア団体、企業や事業所など、地域を構成する様々な主体が協力しあい、共に暮らす地域をつくっていこうとする取り組みや仕組みづくりのことです。

(1) 地域福祉の推進のために

社会福祉法では、今後の社会福祉の基本理念の一つとして、第4条に「地域福祉の推進」が掲げられています。

一方で、近年の急速な少子高齢化、ライフスタイルの多様化と家族形態の変化など地域を取り巻く環境が大きく変化している中で、様々な課題が表面化しています。

自分たちが暮らす地域を住みやすくするために、様々な課題の解決に向けて、市民自らの努力（自助）や、市民同士や地域における支え合い（互助）、介護保険や医療、年金など制度化された相互扶助（共助）、行政・公的制度（公助）による支援などを基本に取り組んでいくことが重要です。

社会福祉法より

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

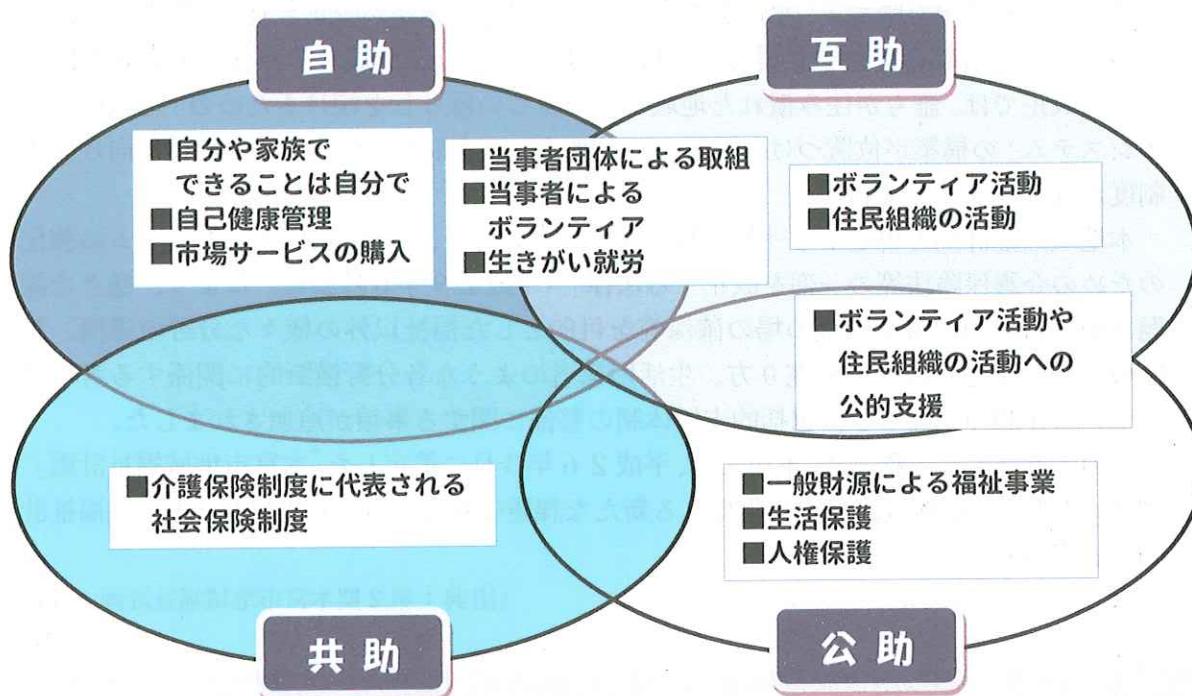
2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(2) 地域福祉推進の基本視点

複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した、包括的な支援体制の構築を目指し、平成30年度に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、「社会福祉法」が一部改正、施行されました。

地域包括ケアシステムを推進する観点から、地域福祉推進の基本視点として「互助」が加えられています。「自助」、「共助」、「公助」という3つの視点に「互助」という視点が加わることは、個人、当事者団体、ボランティア、各種地域団体及び行政などの多様な主体間の相互理解や、それぞれの取り組みの促進につながります。

【地域福祉と自助・互助・共助・公助のイメージ】



【費用負担による区分】

「公助」は税による公の負担、「共助」は介護保険などリスクを共有する仲間（被保険者）の負担であり、「自助」には「自分のことを自分でする」ことに加え、市場サービスの購入も含まれる。

これに対し、「互助」は相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点があるが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの。

【時代や地域による違い】

2025年までは、高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯がより一層増加。「自助」「互助」の概念や求められる範囲、役割が新しい形に。

都市部では、強い「互助」を期待することが難しい一方、民間サービス市場が大きく「自助」によるサービス購入が可能。都市部以外の地域は、民間市場が限定的だが「互助」の役割が大。

少子高齢化や財政状況から、「共助」「公助」の大幅な拡充を期待することは難しく、「自助」「互助」の果たす役割が大きくなることを意識した取組が必要。

（出典：平成25年3月地域包括ケア研究会報告書より）

2. 地域福祉活動計画策定の目的

(1) 本宮市における「地域福祉計画」の策定

本格的な人口減少社会が到来し、少子高齢化が深刻化する中、子どもや若者世帯は減少傾向にあり、核家族化や共働き世帯の増加など価値観やライフスタイルの変化も影響して、地域や社会を支えることが構造的に難しい状況にあります。また、児童、高齢者及び障がい者の虐待、引きこもりや孤独死、生活困窮世帯の増加など、制度の狭間と言われる社会的問題が顕在化しています。

一方、自然環境に目を向けると、平成23年3月に発生した東日本大震災を始め、近年は大規模な自然災害が全国各地で多発している状況が見受けられます。このような災害時においては、特に避難や復旧・復興の各状況において、隣近所とのつながりの重要さを再確認させられています。

このような状況を踏まえ、平成25年には災害対策基本法が改正され、高齢者や障がいのある方などの避難行動要支援者の支援が強化されたり、平成27年4月の介護保険法の一部改正では、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるための「地域包括ケアシステム」の構築が位置づけられるなど、地域における支え合い体制の強化に向けて法制度が改正されてきました。

本地域福祉計画を規定する「社会福祉法」においても、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成29年6月公布)により、様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の様々な分野の連携、制度の狭間の課題への対応の在り方、生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制の整備など、包括的支援体制の整備に関する事項が追加されました。

このような動きを踏まえ、本市では、平成26年3月に策定した「本宮市地域福祉計画」を基本としつつ、地域情勢の変化による新たな課題に対応する「第2期本宮市地域福祉計画」を定めるものです。

(出典：第2期本宮市地域福祉計画より)

(2) 本宮市社会福祉協議会（社協）における「活動計画」の策定

社協では、平成26年3月に本宮市において策定された「本宮市地域福祉計画」に合わせ、誰もが安心していきいきと暮らせるまちの実現に向けて具体的な活動内容を示していくために「本宮市地域福祉活動計画」(以下「活動計画」という。)を策定し、今般第1回目の見直しをしました。

社協として活動計画を策定する目的は、地域福祉を進めていくための施策や事業を、年次計画のもとではなく、複数年にわたり継続的にかつ安定して行うことができるようすることです。誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりを実現するためには、行政や専門機関が扱うサービスだけではなく、地域の住民がそれぞれの立場でまちづくりに参加・協力していくことが必要と考えます。

この活動計画は、市民・行政・民間団体での三位一体での策定となりましたが、策定の過程も糧にしています。活動計画の実行に向けて、町内会・行政区での地域福祉活動や市民のボランティア活動などを通して、多くの皆様の参加をお願いするものです。

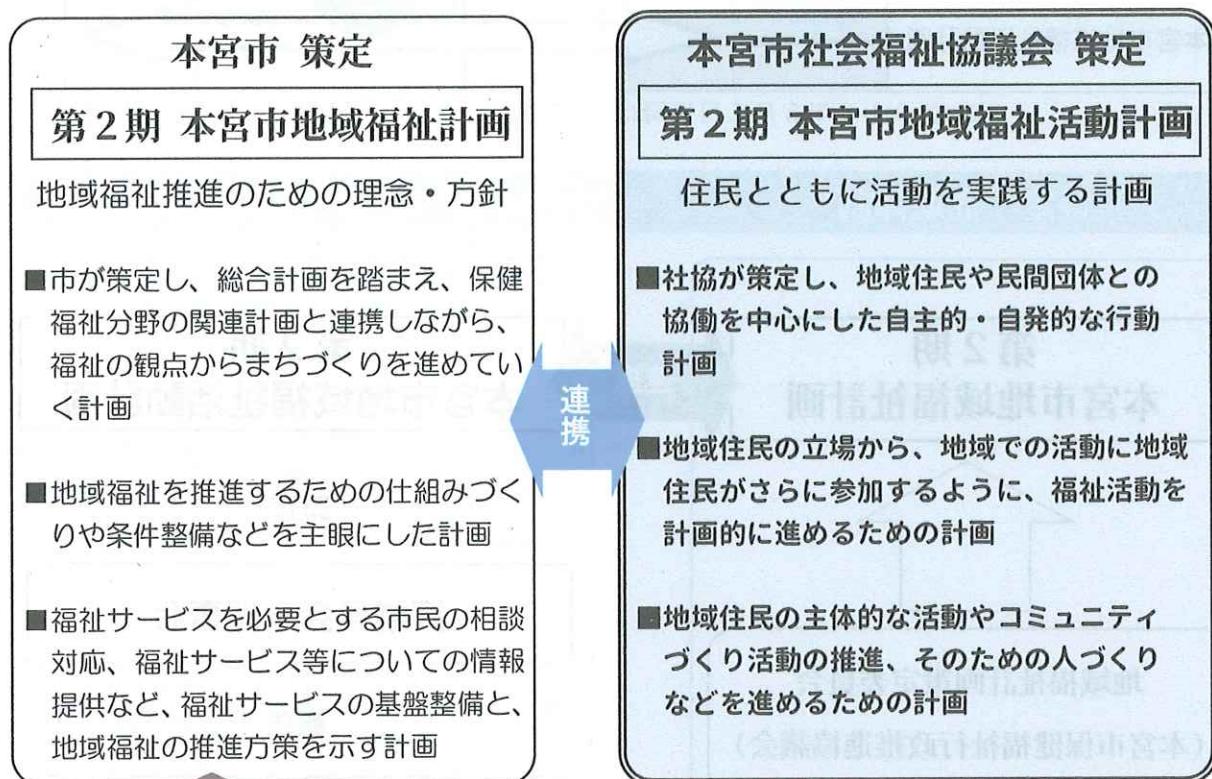
3. 「地域福祉計画」との関係性

本宮市で策定する「本宮市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づく行政計画です。地域福祉推進の方向性を示し、基本理念や基本目標、基本方針を定めています。

一方、社協の「活動計画」は、「本宮市地域福祉計画」と基本理念、基本目標、基本方針を同じくしながら、地域住民やボランティア団体等と協力して、具体的な地域福祉活動を推進するために策定した民間の活動・行動計画です。

両計画とも地域福祉を推進していくための計画であり、車の両輪の関係にあります。基本理念の実現のために内容の一部を共有し、相互連携を図ることとしています。

地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係



社会福祉法より

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項
- (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

4. 活動計画の推進期間と見直しの時期

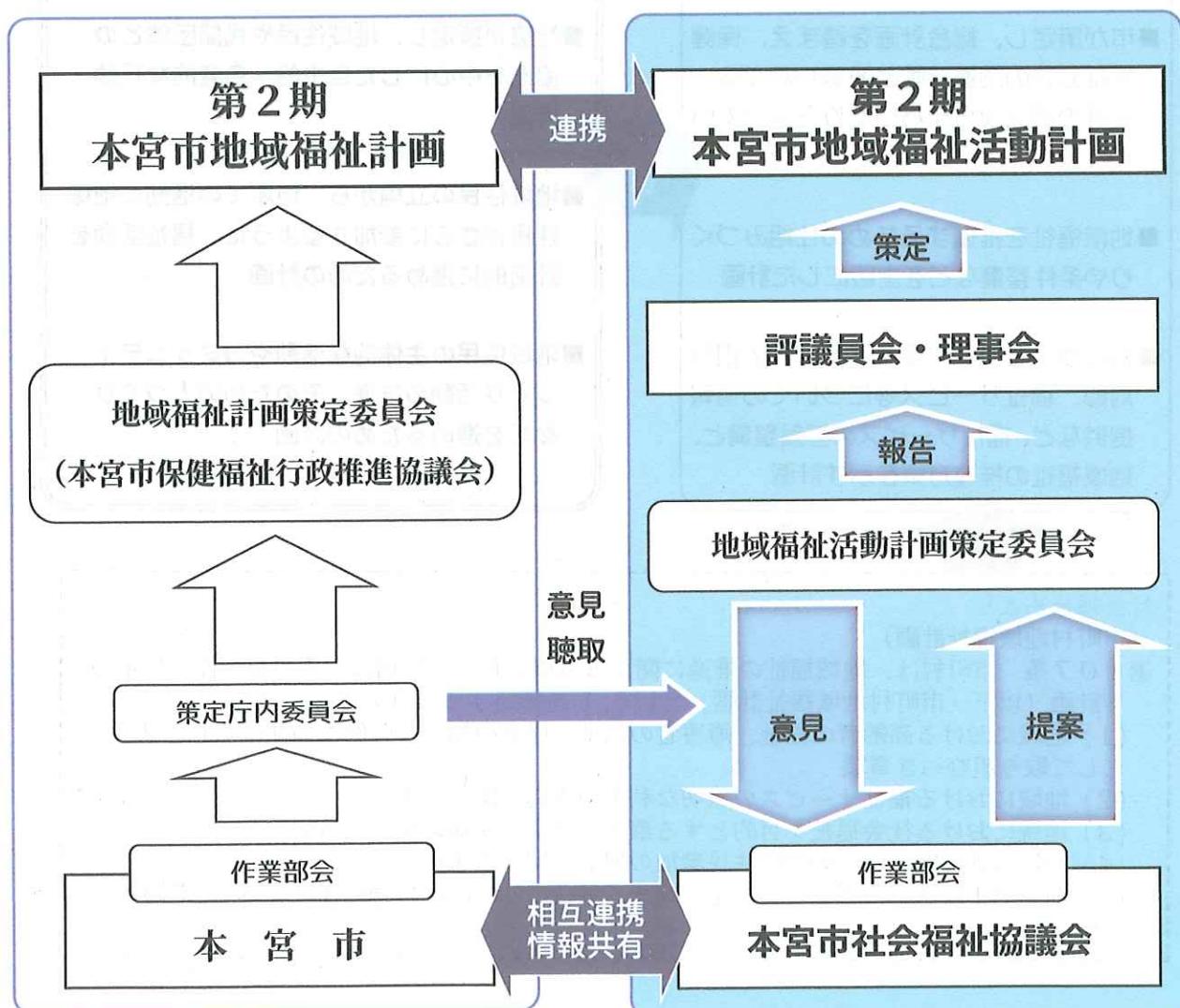
この活動計画は本宮市地域福祉計画と連携していることから、第2期の推進期間を平成31年度から平成35年度までの5年間とし、社会経済状況の変化などに応じて見直しを行います。

(1) 計画期間

年度 計画名	平成30年度 2018年度	平成31年度 2019年度	平成32年度 2020年度	平成33年度 2021年度	平成34年度 2022年度	平成35年度 2023年度
本宮市地域福祉計画	第1期				第2期	
本宮市地域福祉活動計画						

※ 2019年5月1日以降は、「平成」を新元号に読み替えるものとします。

(2) 策定・推進体制



第2章 本宮市の地域福祉の現状と課題

1. 第1期地域福祉活動計画（平成26～30年度）の評価

社協では、第2期活動計画を策定するにあたり、本宮市の実情に合った内容とするため、第1期計画の評価を行い、事務事業の見直しをするとともに、新しいニーズ及び福祉関係法令の改正に応じて、新規事業の立ち上げなどを行いました。

（1）重点活動の評価

① ボランティア活動・福祉教育の推進

社協の設置するボランティアセンターにおけるボランティア登録者数は、平成30年12月現在、個人団体を合わせて約1,300人となっています。年々増加傾向にあり、多くの市民がボランティア活動に携わっていることが分かります。

福祉教育活動については、小中学校から多くの協力依頼があり、授業を通して児童・生徒が高齢者や障がい者の生活について学びました。

また、中高生を対象とした夏休み期間中の福祉施設における体験ボランティア活動「夏体験ボランティア」も毎年200人以上の参加があり、ボランティア活動を通じて多くのことを学びました。

② ふれあい（小地域）ネットワークの構築

要援護世帯を近隣住民で見守り・安否確認するふれあいネットワークについては、第1期期間中にわずか1行政区しか取り組むことができない状況となりました。

総論としては賛成を得られていますが、個人情報の取り扱いの難しさや近隣協力者の負担感の部分で問題があります。また要援護世帯からは、常に見られている感じがするとの意見が出るなど、推進方法を見直す必要があります。

③ ふれあいサロンの推進

順調に新規のふれあいサロンが増えており、第1期計画の期間中である5年間に15カ所が開設され、地域の住民が集う憩いの場所が増えました。

その一方で、運営の担い手不足や、参加者が増えないといった理由により休会中のふれあいサロンもでてきてています。

（2）各実施事業の評価

平成29年度に福祉サービスの自己評価実施要綱を定め、社会福祉法に定める「福祉サービスの質の向上のための措置等」として位置付け、評価を実施しています。

本会自らがサービスの現状を多角的に分析して改善すべき点を発見し、質を高めるための契機とともに、利用者、その家族等への情報提供を推進しました。

また、社会福祉関連法令の改正に伴う新規事業についても対応しています。

終了した事業

① 福祉バザー

市民の皆様からのバザー用品の寄付で「福祉バザー」を開催し、益金を地域福祉活動等に活用していましたが、年々寄付物品が少なくなったため平成28年度を最後に終了としました。

② ゆうあいネット事業（会員制による有償サービス活動）

近年は体の不自由な方の医療機関受診のための移動介助サービスを主に実施していましたが、協力会員の高齢化や車両の老朽化が深刻になっていました。また民間の介護サービス、介護タクシーが充実してきたため、平成29年度で終了としました。

規模縮小した事業

① ふれあい福祉相談センター事業

平成29年度までは、社協の本所及び支所において専門相談員を配置して相談対応していましたが、相談件数が少ないため、平成30年度より月1回の本所のみでの対応としました。

新規事業

① 生活困窮者自立支援事業

平成27年度、生活困窮者自立支援法の施行に基づき、本宮市からの受託事業として生活困窮者に対する自立相談支援事業等を開始しました。

自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業を受託しており、生活保護に至る手前の段階において必要な支援を、伴走型で実施するものです。

② 緊急時食料等給付事業

緊急的かつ一時に食料等の生活に必要なものが確保できなくなった生活困窮者（世帯）を対象に、食料等の現物を給付し、生活再建と自立に向けた支援を行うため、平成27年度より実施しました。

③ 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの設置）

介護保険法に基づき、住民が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業で、本宮市からの受託事業として、平成30年度より生活支援コーディネーターを設置しました。

地域の支え合い・助け合いを推進することを目的とするため、これまで社協が培ってきたノウハウを活かせると判断して事業を受託しました。

2. 福祉課題の把握

第1期計画の最終年度にあたり、社協は現在の福祉課題の把握のために、本宮市と協力して地域福祉住民座談会と福祉関係事業者ヒアリングを開催しました。

また、社協独自に市民の声を集め、今の本宮市の抱える地域課題や福祉課題を把握しました。

(1) 地域福祉住民座談会の開催

本宮市とともに主催し、市民の声を直接聴く場として、平成30年9月から10月にかけて、市内7小学校区に分けて座談会を開催しました。

第1期計画に位置付けられた「市民の取り組み状況」を把握するとともに、その結果を踏まえ特に重要と思われる取り組みについて、第2期計画に反映させることにしました。

広報及び回覧により市民に開催を案内し、参加を呼びかけ、民生児童委員、PTA役員、行政区長、福祉員及びボランティア団体代表者には、個別に通知し参加を呼びかけました。

小学校区	開催日	時 間	会 場	参加者数
和 田	9月25日(火)	19:00 ~ 21:00	和田分館(大ホール)	6人
糠 沢	9月27日(木)		糠沢分館(大ホール)	24人
白 岩	10月 1日(月)		白岩分館(和室)	27人
本 宮	10月 3日(水)		中央公民館(第1研修室)	36人
五 百 川	10月 5日(金)		荒井地区公民館(和室)	19人
本宮まゆみ	10月 9日(火)		中央公民館(第1研修室)	16人
岩 根	10月11日(木)		岩根地区公民館(和室)	16人
合 計				144人

(2) 福祉関係事業者ヒアリングの実施

本宮市とともに主催し、福祉関係事業者の地域福祉に関する活動の実態や意向を把握し、第1期計画における取り組みを評価するために、障がい福祉関係事業者及び高齢福祉関係事業者に対するヒアリングをそれぞれ実施しました。

市内の障がい福祉関係事業者として障がい福祉サービス事業所（9事業所）に、また高齢福祉関係事業者として居宅介護支援事業所（7事業所）に出席をお願いしました。

各事業者のヒアリングの開催概要は以下のとおりです。

事業所分野	開催日	時 間	会 場	参加者数
障がい福祉	10月 9日(火)	16:00 ～17:30	中央公民館(第1研修室)	9人
高齢福祉	10月11日(木)	15:00 ～17:00	市役所(第1会議室)	7人

(3) 本宮市民生児童委員協議会の協力による要援護世帯調査

平成26年度より毎年1回、民生児童委員の協力を得て、各委員が把握している範囲での要援護世帯調査を行っています。引きこもり・生活困窮・孤立など、支援が必要と思われる世帯を把握しました。

(4) 生活支援コーディネーターによる聞き取り

平成30年度に本宮市から受託した生活支援体制整備事業において、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、ふれあいサロンや住民同士の助け合いを行っている地域を訪問し、地域の課題や支え合いの事例を把握しました。

(5) ふれあいサロン代表者等への聞き取り

年1回開催する代表者会議において、サロン運営の課題や、行政及び社協に対する要望等を話し合いました。

3. 地域福祉課題の分類

地域福祉住民座談会、福祉関係事業者ヒアリング、要援護世帯調査及びふれあいサロンや支え合い活動における聴き取りなどから、課題を以下のキーワードごとに分類しました。

【地域のつながり・住民の交流・ふれあいサロン】

- ◇ 地区で開催する行事に若い世代の参加が少ない。行事の企画を子どもたちが楽しめる内容にすることや、企画段階から若い方たちが関わることが子どもたちの参加につながるのでは。子どもからお年寄りまで多くの地域住民が交流する機会が必要である。
- ◇ 行事や催しの周知は、回覧やチラシだけでは不十分であり、積極的な呼びかけや声かけが必要である。また、一般的には男性の参加が少ないとため、男性も参加しやすい企画を立てるなどの工夫をすることも必要である。
- ◇ 普段は、一人で家に居るので誰ともしゃべらず、テレビを見て過ごしているため、ふれあいサロンがある日をとても楽しみにしている。自分の住んでいる地区にはふれあいサロンが無いため、サロン開設を希望しているといった意見も多くあり、今後もふれあいサロン開設への取り組みが必要である。
- ◇ 多くのふれあいサロンにおいては、共通の課題や悩みがある。
1つ目は、参加者が固定されてしまって、新規参加者が増えないこと。
2つ目は、男性の参加者が少ないとある。
また、運営面においては、中心的な役割を担う人物が見つからないといった課題も一部見受けられるため、開設から運営までの継続した支援が必要である。

【助け合い・生活・暮らし】

- ◇ 小地域で支え合う仕組みをつくるためには、住民同士のつながりが必要である。そのためには、近所でのあいさつ・声かけ・子どもの見守り活動など、日頃からの近所付き合いが大切である。
- ◇ 地域の助け合いといつても全てが無料でサービスを受けるというのは長続きしないと考える。自主組織を立ち上げてみんなで協力する体制づくりが必要である。
行政や社協は、そういった自主組織に対する支援や助成が必要である。
- ◇ 障がい者への理解を深めるためには、ボランティア講座や研修会などの継続した取り組みが必要である。また、単発のイベントなどでも障がい者の方々が地域の方と交流することで理解を促進する事にもつながる。
- ◇ 高齢化が進む中、ごみ出しや買い物支援が必要であるという世帯も増えてきている。ごみは隣近所の方がついでだからと一緒に出してくれるが、毎回では悪いと思い何回かに1回は御礼としてお金を渡している事例もある。
また、買い物も近くに商店が無かったり配達の対象外の地域だったりで、買い物支援の仕組みがあれば利用したいという声が多い。
よって、高齢者の暮らしを支える新たな仕組みづくりが求められる。

- ◇ 自治会や町内会の役員などは、輪番制などで仕方なく引き受けざるを得ないが、嫌々でもやっていれば大切なことも分かってくるといった意見もある。全体的には、担い手となる人材が不足していたり、1年の任期交替のため新たな取り組みがなかなか進められない状況もある。地域福祉の重要性について多くの住民に理解と協力を得られるような取り組みが必要である。
- ◇ 子が高齢の親に運転免許証の返納を勧めることを躊躇してしまうケースが多い。理由としては、移動手段が確保できないことや公共交通の利便性が十分でないこと、日常生活を維持していくための代替のサービスが十分でないことが挙げられる。
- ◇ ひきこもり状態の子どもがいる世帯が気になるが、どのように声をかけてよいか分からない、近所だからこそどこまで踏み込んでいいか分からない、などの意見もある。

【権利擁護・成年後見】

- ◇ 成年後見制度の利用や周知が十分でない。また老後や、判断能力が低下した場合の身の振り方についても相談できる場が必要との意見もある。核家族化が進み、家族・親族による扶養能力の低下への対策が必要である。
- ◇ 障がい者や高齢者の権利擁護のための相談機関や、精神障がいや認知症について正しい理解を図るためにPRや広報を行う機関も必要である。そういった両方の機能を持ち合わせた中核センターの設置が必要である。

【その他の意見や課題】

- ◇ 相談窓口の明確化など相談しやすい環境づくりをしてほしい。
- ◇ 広報誌は分かりやすく大きな文字にしてほしい。
- ◇ 個人情報の取り扱い方法が非常に難しい。たとえば、線引きは必要だと思うが、地域内にひとり暮らしの方や要介護・障がい者などの情報が分からない。また、子どもたちは学校に名札を付けないで登校しているが、名前を呼べば不審者扱いされ、どこまで声をかけてよいのか分からない。
- ◇ 自主防災組織の作り方を一般住民にも教えて欲しい。また、災害時の避難場所や避難経路の把握など、地域住民ができる部分は確認していくことも大切である。

4. 福祉課題の整理

「本宮市地域福祉計画」及び「活動計画」の策定にあたって実施した住民座談会や各種の聴き取り調査などから、市民の声を整理し地域福祉の主な課題をまとめました。

課題1 地域コミュニティの再構築と強化

近隣住民同士の関係が希薄化しつつあるなかで、人と人のつながりや、顔の見える関係性の構築が重要視されています。お互いを知らない状況では、支え合い・助け合いの活動は成り立ちません。まず、地域で知り合う機会を確保することで、暮らしやすさが実感できます。地域のコミュニティの再構築と強化を図ることが求められます。

課題2 支え合い・助け合いの仕組みづくり

少子高齢化・核家族化が進むなか、公的なサービスだけでは人々の生活を支えることはできません。様々な生活課題に対応した柔軟な支え合い・助け合いの仕組みづくりが求められます。また、一方的に支えられるだけでなく、支える側にもなるような、本来の支え合い・助け合いの仕組みづくりが必要です。

課題3 福祉教育とボランティア活動の推進

お互いを思いやる気持ちや優しさを行動で表現する「福祉の心」を育む取り組みの推進が必要です。また、小中学校における学校での福祉教育授業だけではなく、多くの市民が福祉活動やボランティア活動に関心を持ち参加することによって、福祉のまちづくりを推進する働きかけが必要です。

課題4 人権が擁護され誰もが包摂される共生社会づくり

包摂（ほうせつ）とは、一人ひとりがメンバーとして社会に参加し、それぞれの持つ能力をできる限り発揮できるよう、社会の中に包み入れることです。

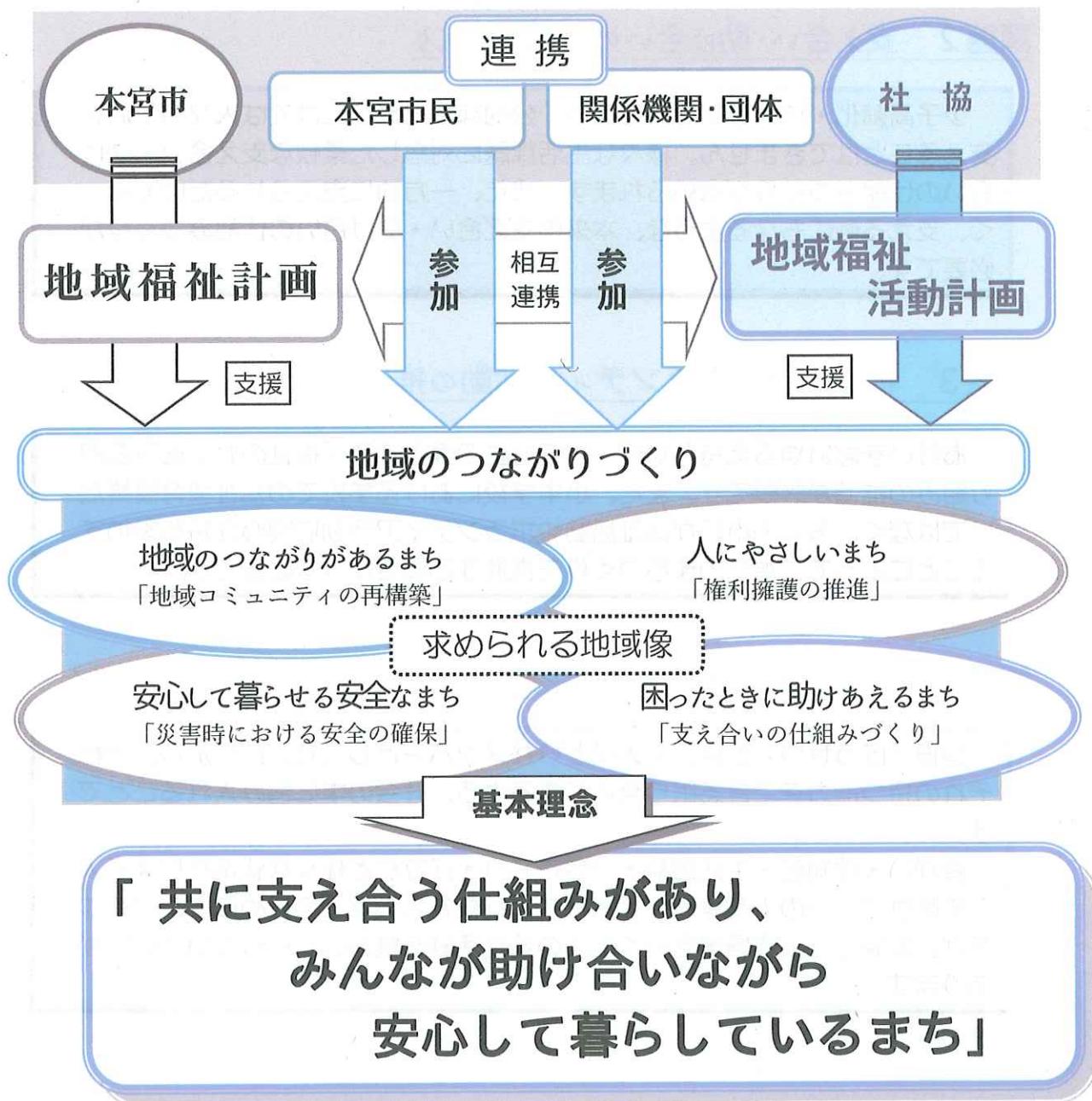
障がい・認知症・生活困窮・ひきこもり・孤立など様々な状況を抱える人を排除せず、その人を理解して包摂する共生社会の実現のためには、虐待や差別、偏見等の人権侵害を防ぐための啓発活動を継続的に行っていく必要があります。

第3章 第2期地域福祉活動計画の基本理念・ 基本目標・実施計画

1. 基本理念

「活動計画」の基本理念は、本宮市と相互に連携を図ることから「本宮市地域福祉計画」の基本理念と同じくし「共に支え合う仕組みがあり、みんなが助け合いながら安心して暮らしているまち」としました。市民がふれあいとつながりを大切にして、全ての人々が安心していきいきと暮らせるように、互いに助けあえる地域社会の実現を目指します。

下図は、市民、関係団体、行政そして社協が連携しながら地域のつながりづくりを進めることによって、求められる地域像の実現が図られ、基本理念に掲げた地域社会が創造されることを表したものです。



2. 基本目標

この3つの目標は、地域福祉の推進にあたり意識調査や座談会等から得られた意見を踏まえ、「本宮市地域福祉計画」で設定されました。今後、私たちが目指していく方向性を示したもので

す。

[基本目標1]

すべての市民が住み慣れた地域で暮らし続けることができる仕組みづくり

◇共に支え合う仕組み

- 地域包括ケアシステムの機能の強化
- 高齢者及び障がいのある方の権利擁護の推進
- 介護予防取組の充実と適切な介護サービスの提供
- 障がいのある方の相談体制の充実と地域生活支援拠点の整備
- 生活困窮者自立支援事業の推進
- 適切な情報提供・相談体制の拡充

[基本目標2]

地域に暮らす市民が、共に助け合い、支え合う活動づくり

◇みんなが助け合い

- 福祉の心の育成
- 地域を支える担い手の育成支援
- 地域での支え合い活動の推進
- 市民参加に対する支援・仕組みづくり
- 市民協働を促進する意識の啓発
- 地域コミュニティ等の活動促進・支援

[基本目標3]

子どもから高齢者まで誰もが健康で安全・安心に暮らすことができるまちづくり

◇安心して暮らしている

- 子どもの見守り活動の体制の整備
- 心と体の健康づくり活動・食育等の推進
- 生活習慣病等の発症・重症化の予防・管理
- 高齢者の生きがいづくり活動、就労支援や交流の場の整備
- 高齢者の地域支援体制の強化・充実
- 地域ぐるみ防災体制の整備・充実
- 防犯啓発の推進、防犯施設の整備・維持管理
- 放射能健康管理の対策

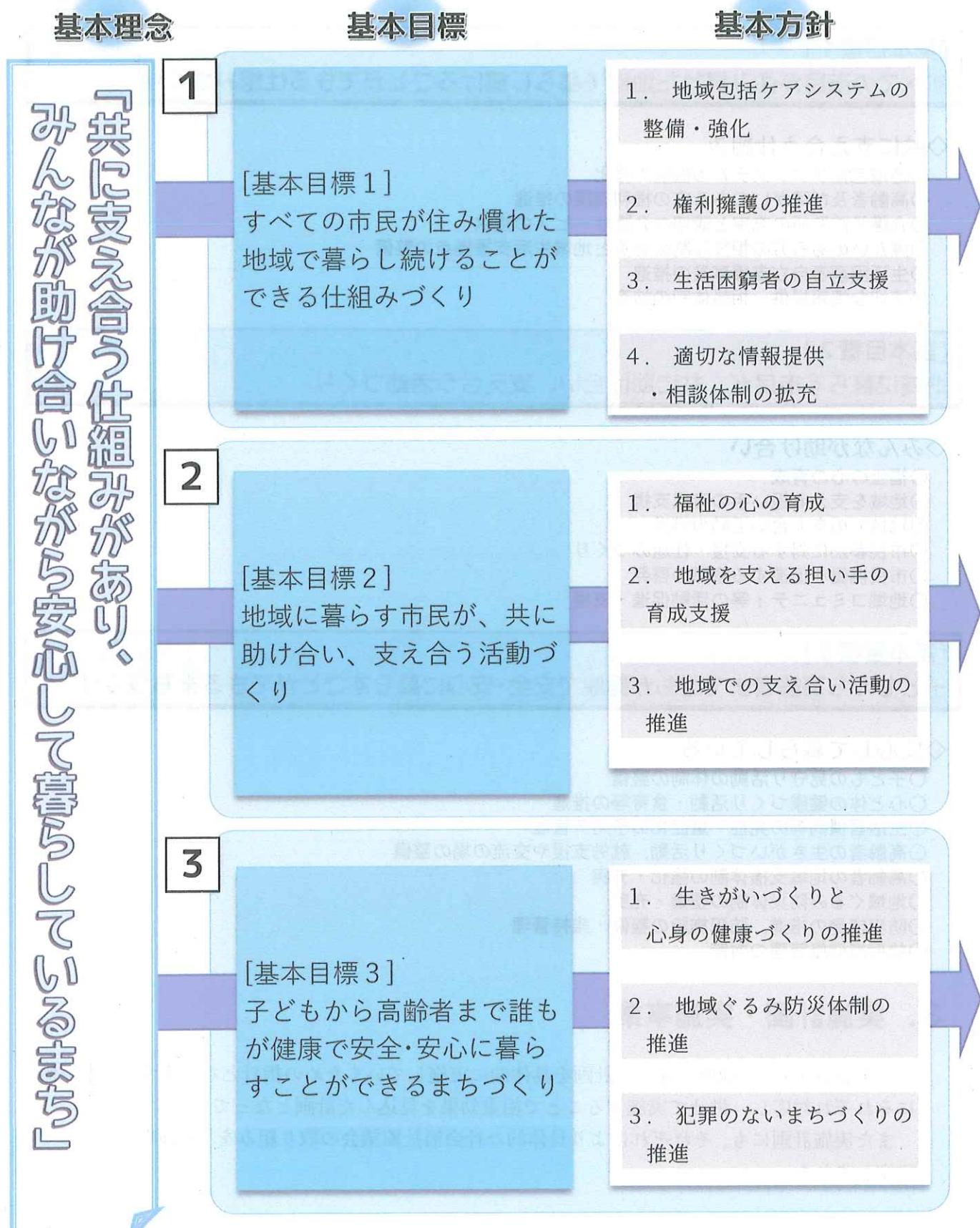
3. 実施計画・実施事業

「実施計画」は、地域福祉活動計画を具体的に実施していくための指針となります。基本目標にそれぞれ対応し、併せて実施することで相乗効果を見込んだ計画となっています。

また実施計画にも、それにより具体的な社会福祉協議会の取り組みを「実施事業」として設定しました。

4. 地域福祉活動計画体系

本宮市「地域福祉計画」



本宮市社協「地域福祉活動計画」

実施計画

実施事業

(1) 福祉サービスの充実 相談・福祉サービスを利用しやすくしましょう	① 何でも相談できるワンストップ窓口 ② 社協だより・ラジオ・インターネット等での情報提供 ③ ふれあい福祉相談センターによる相談事業 ④ ヘルパーサービス『結(ゆい)』による支援 ⑤ 福祉車両・車いす等の福祉用具貸出し事業の実施 ⑥ 福祉サービス評価事業
(2) 生活困窮者支援 多様なセーフティネットを構築しましょう	① 生活困窮者自立支援事業(生活サポート)の推進 ② 生活福祉資金・生活援助資金貸付事業 ③ 緊急時食料等給付事業
(3) 権利擁護事業の推進 支援が必要な人を支えられる社会づくりをしましょう	① 日常生活自立支援事業(あんしんサポート)の推進 ② 権利擁護関係の相談窓口としての取り組み ③ 成年後見制度における法人後見への取り組みの検討

(1) 地域での支え合い活動の推進 安心して暮らせる地域づくりをしましょう	① ふれあいサロンの開設支援 ② ふれあい配食弁当(訪問による見守り) ③ 生活支援体制整備事業 ④ 災害対策支援活動事業
(2) 地域を支える担い手の育成支援 地域福祉を支える人材を育てましょう	① 新規ボランティアの発掘 ② ボランティア養成講座の充実 ③ 民生児童委員協議会・関係団体等との協働 ④ 福祉員の設置 ⑤ 福祉団体への助成
(3) 地域での福祉教育(共育)の推進 福祉のことをもっと知りましょう	① 小中学校における福祉教育の推進・協力 ② 中高生を対象とした夏体験ボランティアの実施 ③ 小学生を対象としたキッズボランティアの実施 ④ 社協だより・ラジオ・インターネット等での広報・啓発活動 ⑤ 福祉施設・福祉団体との協働事業等の開催
(4) 地域交流の場の拡充 多世代交流の場を広げましょう	① 子どもまつりの開催 ② 児童館将棋クラブの運営と子ども将棋大会の開催 ③ ふれあいサロン・子育てサークル等への支援 ④ 駅前ボランティアセンターの開催 ⑤ ふれあい会食(食事会) ⑥ 備品用具等の貸出し事業

(1) ボランティア活動の推進 ボランティア活動を支援しましょう	① ボランティアコーディネートの実施 ② ボランティアセンターの相談機能の強化 ③ 社協だより・ラジオ・インターネット等での情報発信 ④ ボランティア団体等への支援 ⑤ ボランティア活動者のスキルアップ支援 ⑥ 本宮市ボランティア連絡協議会との協働
(2) ふれあいサロンの活動支援 ご近所との絆を深めましょう	① ふれあいサロン運営支援事業 ② ふれあいサロン助成金交付事業
(3) 災害時に支え合えるまちづくりの推進 災害に強い地域づくりを進めましょう	① 避難行動要支援者への支援 ② 要援護世帯調査事業 ③ 災害ボランティアセンターの体制整備 ④ 災害ボランティアの募集と養成講座の開催
(4) 防犯活動の推進 防犯の意識を高めましょう	① 防犯意識の啓発 ② 地域での見守り活動の推進 ③ 日常業務の中での見守り活動を実施

第4章 地域福祉活動計画の具体的取り組み

[基本目標1] すべての市民が住み慣れた地域で暮らし続けることができる仕組みづくり

実施計画（1）福祉サービスの充実

相談・福祉サービスを利用しやすくしましょう

地域の中で誰もが必要な福祉サービス等を安心して利用できるよう、相談活動や情報提供を行い、福祉サービスの評価・見直しを進めることでさらなるサービスの充実を図ります。

実施事業

① 何でも相談できるワンストップ窓口

○市民が抱えている様々な困りごとに対し、まるごと相談できる総合的かつ専門的な相談窓口として対応し、それぞれのニーズに応じた支援へつなぎます。

② 社協だより・ラジオ・インターネット等での情報提供

○より多くの人が情報を受け取れる方法として、社協だより「ふれあい」やインターネットなどを活用し、幅広い世代にタイムリーに届くように情報発信をしていきます。

○情報を誰にでもわかりやすく提供するとともに、個人情報とプライバシーの保護に十分配慮します。

③ ふれあい福祉相談センターによる相談事業

○常時受け付ける困りごと相談の他に、行政相談、人権相談、法律相談を定例的に実施します。

④ ヘルパーサービス『結（ゆい）』による支援

○高齢者や障がい者が自宅で安心した生活を送れるようにお手伝いすることを目的とし、既存の制度では対応できない利用者のニーズに対し、社協独自のサービスを提供します。

⑤ 福祉車両・車いす等の福祉用具貸出し事業の実施

○外出に支援が必要な高齢者や障がい者に対し、福祉車両や車いすなどの貸出しを行います。

⑥ 福祉サービス評価事業

○福祉サービスの評価を実施し、地域の実情に合ったサービスを展開します。

○サービス提供については、情報公開を積極的に進めます。

実施計画（2）生活困窮者支援

多様なセーフティネットを構築しましょう

「仕事が見つからない」「社会に出るのが不安」「家賃が払えず家を追い出されそう」など、暮らしや仕事の様々な困難の中で生活に困窮している人に対し、その方の状態に応じた包括的な支援を行います。

実施事業

① 生活困窮者自立支援事業(生活サポート)の推進

○生活保護におちいる恐れのある方へのセーフティネット機能として、経済的な問題、心身の不調、及び社会からの孤立など、様々な生活課題に対して自立に向けた支援を行います。また、要支援者が自分の居場所や役割を確保して社会に参加できる地域づくりに努めます。

② 生活福祉資金・生活援助資金貸付事業

○低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。利用対象者の生活状況を把握し、適正に貸付・償還ができるよう支援します。

③ 緊急時食料等給付事業

○様々な理由で食料の確保が困難になった方に対し、食料を提供します。あらかじめ一定量の食料を備蓄しておくことで緊急的な相談にも対応できるようにし、併せて生活再建や自立に向けた支援を行います。

実施計画（3）権利擁護事業の推進

支援が必要な人を支えられる社会づくりをしましょう

認知症や障がいのある方が、地域で自立した暮らしを続けられるようにするためには、だれもが人間としての尊厳を保持できるための支援体制が必要不可欠です。

また、高齢者・障がい者・児童の虐待など、人権がおかされる課題が表面化しており、相談窓口の設置や地域の見守りなどが重要となっています。

実施事業

① 日常生活自立支援事業(あんしんサポート)の推進

○認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で日常生活上の判断に不安のある方が地域で安心して暮らせるように、福祉サービスや日常生活に必要な事務手続き、及び日常的な金銭管理などを県社会福祉協議会と連携してサポートします。

② 権利擁護関係の相談窓口としての取り組み

○子ども、高齢者、障がい者に対する虐待防止のための啓発活動を行います。
○虐待等を含む相談ケースについては、速やかに行政や関係機関につなぎます。
○認知症や障がいにより判断に不安のある方を擁護し、代弁する役割を果たします。

③ 成年後見制度における法人後見への取り組みの検討

○認知症や障がいにより、判断することが非常に困難な方を支える仕組みとして成年後見制度があります。法人が成年後見人として受任することによって、その方の身上保護や財産管理を含めて継続した支援を行うことが可能になるため、市や周辺市町村社協の動向を把握しながら体制の整備に努めます。

[基本目標2] 地域に暮らす市民が、共に助け合い、支え合う活動づくり

実施計画（1）地域での支え合い活動の推進

安心して暮らせる地域づくりをしましょう

本宮市では、高齢者世帯や、家族と住んでいても日中はひとりでいる高齢者の世帯が増加しており、住民による日頃からの声かけや見守り活動が特に重要となっています。

社協では様々な事業を通して、地域での支え合い活動を行っています。また東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故により市内に避難されている方々が、地域住民との交流ができ、安心して生活できるように活動を支援しています。

これまでの支え合い活動を中心に、多様なニーズに応じた支え合い・助け合い活動をさらに広げていくことが求められています。

実施事業

① ふれあいサロンの開設支援

- ふれあいサロンに参加することで、住民の健康維持や介護予防の効果が得られることを広く知らせ、各地区への設置を推進します。
- 子どもから高齢者まで誰もが参加できる、ふれあいサロンの開設の手助けをします。

② ふれあい配食弁当(訪問による見守り)

- 虚弱高齢者や障がい者を対象に、ボランティアによる手作り弁当をお届けし、安否確認や声かけを行います。

③ 生活支援体制整備事業

- 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）がふれあいサロンや地区の行事などに出向き、できるだけ多くの住民の意見把握に努めます。
- 住み慣れた地域で元気に安心した生活が送れるように、地域で必要なこと、自分たちに出来ることを一緒に考えていきます。

④ 災害対策支援活動事業

- 生活支援相談員を配置し、避難者世帯への相談支援や見守り活動などで状況を把握します。また、関係機関と情報を共有しながら自立に向けた支援を行います。

実施計画（2）地域を支える担い手の育成支援

地域福祉を支える人材を育てましょう

地域福祉活動には、人とのつながりが重要であり、地域を支える担い手を育成し、ネットワークを広げていくことが地域福祉の推進に不可欠です。

社協では、地域を支える人や様々な社会資源を連携させて、地域福祉の推進に取り組みます。そのためには担い手の育成を図るとともに、民生児童委員や福祉員、関係団体と連携し、協働での取り組みを推進します。

実施事業

① 新規ボランティアの発掘

- ボランティアセンターを広く知ってもらうために地域住民に周知・広報します。
- 社協だより「ふれあい」や駅前ボランティアセンターを活用し、ボランティア活動の周知と気軽に参加してもらえる場を提供します。

② ボランティア養成講座の充実

- 多世代にわたり参加できるような夜間や土日開催を試み、時代のニーズに合った講座開催に努めます。また、地域で必要とされるボランティア活動にむけた講座を開催します。

③ 民生児童委員協議会・関係団体等との協働

- 本宮市民生児童委員協議会の事務局を担っており、民生児童委員の取り組みなどについて市民へ周知を図るとともに、市と民生児童委員との連携を強化して地域福祉の推進を図ります。

④ 福祉員の設置

- お互いに助け合って誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、地域福祉活動の協力者である福祉員と住民からの声を聞き取り、関係機関と一緒に支援します。

⑤ 福祉団体への助成

- 本宮市まゆみクラブ（老人クラブ）連合会など福祉団体の運営費の一部助成を行うとともに、連携を図りながらその活動を継続して支援します。

実施計画（3）地域での福祉教育(共育)の推進

福祉のことをもっと知りましょう

社協では、学校・福祉施設・関係機関との連携を図りながら福祉教育を推進し、児童・生徒の「福祉の心」を育むための活動を行っています。学校の福祉授業に協力すると共に、市内小中高校における様々な福祉活動・ボランティア活動を支援します。

また、社協だより「ふれあい」やインターネット等での広報活動、さらには各種講座の開催により、地域福祉を推進します。

実施事業

① 小中学校における福祉教育の推進・協力

○お互いを思いあう心を育むため、子どもの頃から多くの人たちとの交流や学びの機会などを通じた福祉教育を推進します。あわせて、生涯学習や地域活動、ボランティア活動などを通じて、市民の福祉に対する意識が高まるように啓発活動を行います。

② 中高生を対象とした夏体験ボランティアの実施

○中高生が市内福祉施設でのボランティア体験をすることで、子どもや高齢者、障がい者施設で働く人たちと接する活動を通じて、福祉・ボランティアについて理解を深めます。

③ 小学生を対象としたキッズボランティアの実施

○本宮第1児童館で、市内の小学4～6年生を対象に、福祉施設訪問や地域の美化活動、募金活動など様々なボランティアを体験しながら、多くの人のふれあいを通じて、仲間づくりや優しい心を育みます。

④ 社協だより・ラジオ・インターネット等での広報・啓発活動

○全世帯に配布している社協だより「ふれあい」の充実を図り、FMモットコム、インターネットなどを通じて、社協をより理解していただけるよう福祉情報を常に発信し、支え合うことの大切さを広報・啓発します。

⑤ 福祉施設・福祉団体との協働事業等の開催

○市内の福祉施設・団体とともに取り組む協働事業の開催に向けた検討と実施体制づくりに取り組みます。

実施計画（4）地域交流の場の拡充

多世代交流の場を広げましょう

社協では、地域での交流の場づくりを支援しています。地域福祉に関する情報提供を行い、地域を知る機会や交流の場をつくり、様々な世代の市民の参加を促進します。

また、ふれあいサロンや子育てサークルなどの地域交流の活動を支援し、地域交流の場の拡充を図ります。

実施事業

① 子どもまつりの開催

○毎年5月に「子どもまつり」を開催しています。多くのボランティアの協力を得て、たくさんの楽しいコーナーを実施し、子どもも大人も一緒にふれあえる交流の場を提供します。

② 児童館将棋クラブの運営と子ども将棋大会の開催

○毎月2回小中学生を対象に「児童館将棋クラブ」を開催し、子ども同士の交流やボランティアとの世代間交流を図っています。

③ ふれあいサロン・子育てサークル等への支援

○ふれあいサロンや子育てサークルなどが、気軽に地域で世代間交流できる活動を支援し、参加を促進します。

④ 駅前ボランティアセンターの開催

○駅前ボランティアセンターを設置して、毎週火曜日午前10時から正午まで、FMモットコムにてボランティアの情報発信を行っています。また、「何かやってみたい」「社会に貢献したい」と思っている方の相談にも対応しています。

○本宮市ボランティア連絡協議会の協力を得て「駅ボラカフェ」を開催し、住民やボランティアの地域交流の場を提供しています。

⑤ ふれあい会食（食事会）

○70歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に開催している「ふれあい会食」では、参加者同士が食事をしながら楽しく交流する場を提供します。また、ふれあい花見会・芋煮会も実施しています。

⑥ 備品用具等の貸出し事業

○地域での交流活動や事業を行うにあたり、社協の集会テント・臼・杵などの備品やレクリエーション用具の貸出しを行い、地域交流の場づくりを応援します。

[基本目標3] 子どもから高齢者まで誰もが健康で安全・安心に暮らすことができるまちづくり

実施計画（1）ボランティア活動の推進

ボランティア活動を支援しましょう

社協ではボランティアセンターを設置し、ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、ボランティア活動者の養成を行っています。

ボランティア活動などの社会貢献に対する意識は、各地の災害等をきっかけに全世代で大きく高まっています。その活動は災害救助活動だけにとどまらず、町内会などの地域活動や、自然・環境保護に関する活動にも参加するなど、ボランティア活動という社会貢献を通じて、仲間づくりをしよう、生きがいを得ようとする方が増えています。

市内では「ボランティア活動に参加したいが、どうしたらよいかわからない。」などの理由で参加に結びついていない人がいることも意識調査から把握できており、ボランティア活動に意欲のある人を実践につなげるよう支援していくことが求められています。

実施事業

① ボランティアコーディネートの実施

- ボランティアセンターで、ボランティア登録等活動支援を行うとともに、活動の円滑な調整に努めます。

② ボランティアセンターの相談機能の強化

- ボランティアセンターを継続して設置し、ボランティアに関する相談や研修、情報交換の場を提供します。

③ 社協だより・ラジオ・インターネット等での情報発信

- ボランティア活動に関心がある市民の参加を促進するため、社協だより「ふれあい」やFMモットコム、インターネットなどを通じてボランティア情報を発信します。

④ ボランティア団体等への支援

- ボランティア活動保険の加入促進と保険料助成事業、及び事業費助成などで活動を支援します。

⑤ ボランティア活動者のスキルアップ支援

- ボランティア講座を開催し、ボランティア活動者のスキルアップを支援します。

⑥ 本宮市ボランティア連絡協議会との協働

- 本宮市には、本宮市ボランティア連絡協議会が設置されています。連絡協議会と協働して市民のボランティア活動を支援するとともに、ボランティア活動者の交流会などを共催します。

実施計画（2）ふれあいサロンの活動支援

ご近所との絆を深めましょう

社協では、地域の協力を得ながら、ふれあいサロンの開設を支援しています。平成30年12月末で59カ所に設置されていますが、地域の交流の場として、生きがいづくり・健康づくりにも大きな役割を果たしています。

ふれあいサロンは、地域住民が集会所などに気軽に集い、地域でのつながりづくりを目的に、協働で企画・運営し、ふれあいを通して生きがいや仲間づくりの輪を広げる自主活動です。また、いきいき百歳体操を定期的に実施するなど、健康増進や介護予防を目的とした自主活動をするサロンも増えています。

地域で助け合い、支え合っていくためには、日頃から地域との関わりを持つことが大切です。社協は、子どもから高齢者までだれでも参加できる生きがいづくり・健康づくり、そしてなにより「地域づくり活動」として、ふれあいサロンの活動を多方面から支援します。

実施事業

① ふれあいサロン運営支援事業

- ボランティア、町内会役員、福祉員、民生児童委員の協力を呼び掛けるとともに、地域での世代間交流や知り合いができるよう、子どもから高齢者まですべての人を対象にした、生きがいづくり・健康づくりの活動を支援します。
- ふれあいサロン代表者による研修会・懇談会の開催や、職員によるレクリエーションの支援、及び行政関係機関・ボランティア協力者のコーディネートなど、多様な側面から支援します。
- ふれあいサロンの開催日を知らせるカレンダーやチラシの作成・印刷を支援します。
- 地域福祉とふれあいサロンに関する考え方や趣旨を周知し、参加者・協力者を募ります。
- ふれあいサロン参加者・代表者を対象としたアンケート調査を実施し、運営の課題や、やつてよかった良い取り組みなどを共有することにより、代表者を支援します。
- ふれあいサロン傷害補償保険の広報と加入受付を通じて、安心した活動を支援します。

② ふれあいサロン助成金交付事業

- ふれあいサロンを支援することにより、地域住民が主体的に福祉のまちづくりに取り組み、地域福祉の推進を図ることを目的として助成金を交付します。

実施計画（3）災害時に支え合えるまちづくりの推進

災害に強い地域づくりを進めましょう

災害時の支え合いは、住民座談会においても、市民が地域福祉において最も重要であると判断した項目の一つです。

近年、大規模な自然災害が全国各地で毎年のように発生していますが、本市でも東日本大震災の教訓を風化させることなく、自然災害等に対する備えを、日頃から行っていく必要があります。各地での被災例でもからみても、自主防災組織の設置や、避難行動要支援者の支援及び平常時における防災体制の確立・充実が求められています。

社協も行政や関係機関と協力し、地域における防災体制づくりの働きかけ・支援を行うことで、防災体制づくりを支援します。

地域において安心して暮らせるように「自分たちの地域を自分たちで守る」意識をもって、地域ぐるみの防災活動が展開されるように取り組んでいくことが重要です。

実施事業

① 避難行動要支援者への支援

- 本宮市では避難行動要支援者名簿登録制度を推進しています。災害時要配慮者情報の整備と、避難行動要支援者への避難体制確立に向け、社協も協力します。
- 社協は、普段からの地域における住民相互の見守りネットワークづくりの整備を進めています。ネットワークは、地域での支え合い活動の中心となるものであり、避難行動要支援者名簿登録制度との連携について検討し、地域における平常時における防災体制の確立を支援します。

② 要援護世帯調査事業

- 本宮市民生児童委員協議会と協力し、災害時に限らず、公的援護が必要な人の調査・把握に努めます。

③ 災害ボランティアセンターの体制整備

- 災害時を想定した災害ボランティアセンターの機能を充実させ、市との連携体制を強化します。
- 本宮市総合防災訓練と連携して「災害ボランティアセンター設置訓練」を実施し、災害ボランティアの受け入れ体制を整えます。

④ 災害ボランティアの募集と養成講座の開催

- 災害時を想定し、平常時から個人ボランティアや協力団体の募集・養成に取り組みます。
- 災害ボランティア養成講座の開催に取り組みます。

実施計画（4）防犯活動の推進

防犯の意識を高めましょう

子どもや高齢者を狙った犯罪は、巧妙化・悪質化し、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を狙ったものも増加しています。

核家族化やライフスタイルの変化、個人情報保護意識の高まり等により、近隣の付き合いが希薄化しつつある地域社会で、いま犯罪への対応が強く求められています。

このような状況において、安全なまちづくりのためには、今まで以上に地域や近隣の方々の協力をいただくことが不可欠です。あいさつ運動や見守り活動などを始め、地域の関わりを深めるとともに、関係機関との協力のもと、犯罪のないまちづくりを推進します。

実施事業

① 防犯意識の啓発

- 児童館や、民生児童委員協議会などと連携し、地域と一体となった防犯意識の啓発に努めます。
- 子どもを狙った犯罪や、高齢者を狙った「振り込め詐欺」「悪質商法」など、身边に起こりうる犯罪の情報を積極的に提供し、注意喚起に努めます。

② 地域での見守り活動の推進

- ふれあいサロンや、見守り活動の振興を通じて、子どもから高齢者まで多世代の参加による「顔見知りの関係づくり」「お互いさまの関係づくり」を推進します。

③ 日常業務の中での見守り活動を実施

- 社協職員が日常業務の中で、利用者宅などに何らかの異変（郵便物や新聞がたまっている、玄関が開いているのに返事がない等）を発見したり、いつもと明らかに様子が違ったりした場合、市に連絡するとともに、緊急の場合は、必要に応じて警察や消防に通報します。
また、状況に応じて当会で把握している親族に連絡を取るなど、適切な対応を行います。
- 地域包括支援センター等の関係機関と連携し、速やかに安否確認や、必要なサービスの提供などの支援を行える体制を整えます。

第5章 地域における公益的な取組の実施

1. 地域における公益的な取組について

(1) 制度化の背景

平成29年4月に、改正社会福祉法が全面施行され、社協を含むすべての社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、社会福祉法第24条第2項の規定に基づき「地域における公益的な取組」の実施が、社会福祉法人の責務として位置づけられました。

各法人が創意工夫をこらした多様な「公益的な取組」で地域社会へ貢献することで、様々な福祉ニーズに対応するサービスが充実することが期待されています。

社会福祉法より

(経営の原則等)

第24条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。
2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

(公益事業及び収益事業)

第26条 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業（中略）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という）を行うことができる。

(2) 公益的な取組とは

「公益的な取組」を推進する上では、社会福祉法人がその機能を活かして地域に貢献することが求められています。社協としても、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点から、広く地域住民の参加や協働の場を創出したり、地域の様々な社会資源を活用し連携したりすることを通じて、公益（社会全体の福祉）の向上に資する取組を行っていきます。

なお要件として、以下の3つのすべてを満たすことが必要とされています。

① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること

- 直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、間接的に社会福祉の向上に資するものであれば可
- 福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含む

② 対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること

- 現に支援は必要としているなくても、将来的に支援を必要とする可能性の高い者に対する予防的な支援も含む
- 間接的にこれらの者が利益を受ける場合も含む

③ 無料又は低額な料金で提供されること

- 公費を受けていても、法人による資産等を活用した上乗せ・横出しサービスや利用料の減免等が行われていれば可

2. 社協における公益的な取組

(1) 現在の取り組み状況について

社協の地域における公益的な取組とされる事業は次の通りです。

① 「ふれあい配食弁当」

虚弱な世帯への安否確認を目的とした手作り弁当の配達を行っています。年間24回実施しており、弁当の調理や配達はボランティア協力によって支えられています。

② 「ふれあい会食」・「ふれあい花見会」

元気なひとり暮らし高齢者を対象に、参加者同士のふれあいやボランティアとの交流を目的とした食事会を年間9回行っています。4月には「ふれあい花見会」も開催しています。昼食の調理や余興などは、ボランティア協力によって支えられています。

③ 「ふれあい芋煮会」

市内の元気なひとり暮らし高齢者、障がい福祉事業所の利用者及びボランティアなど多くの人がふれあう場として毎年10月に開催しています。芋煮の調理や会場設営には、ボランティアの協力を得ています。また、障がい福祉事業所の利用者による余興の披露もあり、地域住民と交流する機会にもなっています。

④ 「ふれあいサロン」の運営支援

地域の住民が定期的に集い、仲間づくりを促進する場として各地でふれあいサロンが開催されています。社協では、平成30年12月現在59カ所のふれあいサロンの運営支援や助成を行っています。

(2) これからの取り組みについて

社会福祉法改正の背景には、人間関係の希薄化や社会的孤立といった社会問題の増加と相まって、生活課題を誰にも相談出来ずに問題が深刻化してしまうケースが増えていることを考慮し、そういった問題を「我が事（自分のこと）」として受け止めるとともに、どこでも誰にでも起こり得ることとして考え、みんなで支え合う地域を目指そうという福祉改革の理念がありました。そのため、地域と共にある社会福祉法人が、新たな課題に対応するために専門性を活かした仕組みを創出することが求められるのです。

今後社協では、地域で抱えている様々なケースに対応するため、現在取り組んでいる「公益的な取組」の充実を図ります。また、社会福祉制度で提供されるサービスだけにとどまらない支援や、制度の狭間のニーズなどに応じた新しい取り組みについても他の社会福祉法人やNPO（民間非営利活動）法人と連携・協働し、地域の関係者の理解を深めながら継続して模索・検討します。

第6章 地域福祉活動計画の推進

1. 重点的に取り組む事業

(1) 福祉教育(共育)とボランティア活動の推進

社協は、学校や地域住民などを対象とした福祉教育（共育）を推進します。あらゆる年齢層にわたり、地域福祉により関心を持っていただくための取り組みを積極的に進めています。

また、ボランティアセンターを設置し「情報の収集と発信」「コーディネート業務」などを通じて、多くの市民がボランティア活動に関心をもち、参加することにより福祉のまちづくりを推進します。

(2) ふれあいサロンの推進と支え合い・助け合いの仕組みづくり

地域における住民同士の支え合いや助け合い活動は、互いに顔の見える関係性が必要です。住民が気軽に集い交流できる場としてのふれあいサロンは、互助活動を促進する重要な手段でもあります。

また、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）が積極的に各地に出向き、住民と共に誰もが支え合い、助け合える仕組みづくりに取り組み、地域の活性化を推進します。

(3) 権利擁護の推進

認知症や障がいにより判断に不安のある方の権利を擁護し、代弁する機能を持つ機関としての役割を十分に果たすために事業を展開していきます。さらに、市で取り組む虐待防止・権利擁護の施策についても積極的な働きかけを行います。

2. 地域福祉活動計画を推進するためのネットワークづくり

地域の課題は、広い分野にわたります。市民一人ひとり、各種団体、関係機関、民間事業者、行政及び社協がそれぞれの役割を担い、連携して取り組んでいかなければその課題の解決にはつながりません。このため、社協ではそれぞれと連携したネットワークづくりを進めています。

活動計画は、本宮市地域福祉計画とともに地域福祉の推進を目指しており、行政との連携をさらに強化し、計画の推進を図ります。

3. 社協の推進体制の整備

社協の効率的な事務、効果的な事業運営を図るために体制整備を進め、地域福祉活動の活性化を図るとともに計画に基づき推進します。

4. 活動計画の進行管理

本計画に掲げている事業について、計画期間に定期的に進捗状況を把握し、社協理事会及び評議員会に報告しながら進めています。

日々の活動や事業等により、地域課題の変化を把握し、計画の見直しや新しい取り組みへ反映します。

第7章 資料編

1. 策定体制

本宮市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本宮市における地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、本宮市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 活動計画の策定に関すること
- (2) その他活動計画の策定に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、本宮市社会福祉協議会の役員をもってあてる。

(任期)

第4条 委員の任期は、活動計画の策定が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(作業部会の設置)

第7条 この委員会の下に作業部会を設置する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本宮市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月21日から施行する。

本宮市地域福祉活動計画策定委員名簿

役職	氏名	区分	備考
委員長	中村 宮	学識経験者	本宮市社会福祉協議会 会長
副委員長	國分 盛夫	学識経験者	本宮市社会福祉協議会 副会長
副委員長	芦間 則行	本宮方部民生委員協議会会長	本宮市社会福祉協議会 副会長
委員	佐藤 安雄	白沢方部民生委員協議会会長	本宮市社会福祉協議会 理事
委員	宍戸喜代子	学識経験者	本宮市社会福祉協議会 理事
委員	棄原 一美	本宮市身体障がい者福祉社会会長	本宮市社会福祉協議会 理事
委員	伊藤 啓子	本宮市 ボランティア連絡協議会会長	本宮市社会福祉協議会 理事
委員	吉田 光徳	一般社団法人 もとみや青年会議所 元理事長	本宮市社会福祉協議会 理事
委員	金子 勝英	本宮市社会福祉協議会事務局長	本宮市社会福祉協議会 常務理事
委員	大沼 芳晴	社会福祉法人「銀河」理事	本宮市社会福祉協議会 監事
委員	伊藤 明雄	行政相談委員	本宮市社会福祉協議会 監事

2. 策定経過

平成30年

9月25日(火) 19:00~21:00	和田小学校区 地域福祉住民座談会（和田分館）
9月27日(木) 19:00~21:00	糠沢小学校区 地域福祉住民座談会（糠沢分館）
10月 1日(月) 19:00~21:00	白岩小学校区 地域福祉住民座談会（白岩分館）
10月 3日(水) 19:00~21:00	本宮小学校区 地域福祉住民座談会（中央公民館）
10月 5日(金) 19:00~21:00	五百川小学校区 地域福祉住民座談会（荒井地区公民館）
10月 9日(火) 16:00~17:30	障がい福祉関係事業者ヒアリング（中央公民館）
10月 9日(火) 19:00~21:00	本宮まゆみ小学校区 地域福祉住民座談会（中央公民館）
10月11日(木) 15:00~17:00	高齢福祉関係事業者ヒアリング（市役所 第1会議室）
10月11日(木) 19:00~21:00	岩根小学校区 地域福祉住民座談会（岩根地区公民館）
11月29日(木) 13:00~15:00	社会福祉協議会関係係打合せ
12月 6日(木) 16:00~17:30	第1回作業部会
12月11日(火) 13:00~13:45	第2回作業部会
12月19日(水) 15:30~17:15	第3回作業部会
12月25日(火) 13:30~15:30	第4回作業部会
12月26日(水) 10:30~12:00	第5回作業部会
12月27日(木) 9:30~11:30	第6回作業部会

平成31年

1月 8日(火) 13:00~14:00	第7回作業部会
1月16日(水) 10:00~11:30	第1回策定委員会（えぼか 中会議室）
3月 7日(木) 13:30~15:00	社協理事会（えぼか 小会議室）
3月20日(水) 13:30~15:00	社協評議員会（えぼか 中会議室）

「第2期本宮市地域福祉活動計画」

発行 平成31年3月

発行者 社会福祉法人本宮市社会福祉協議会

〒969-1151本宮市本宮字千代田60番地1（えぼか2階）

電話 0243-33-2006

FAX 0243-33-5260

電子メール m.shakyo@crux.ocn.ne.jp

ウェブサイト <http://mshakyo.web.fc2.com/>



ウェブサイト用
QRコード